

## 長野大学福祉科教員養成課程の現状と課題 — 新学習指導要領と養成カリキュラムの関係を中心に —

Current status and problems for methods of welfare education;  
Focusing on Relationship Between New Course of Study of welfare education  
and Curriculum of Nagano University

新田 さやか\*      片岡 通有\*\*      早坂 淳\*\*      丹野 傑史\*\*  
NITTA Sayaka      KATAOKA Michiari      HAYASAKA Jun      TANNO Takahito

### I 問題の所在と目的

2022年度より高等学校の新学習指導要領が完全実施される。2021年1月には中央教育審議会より『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現』(答申)が出された。2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿として、①個別最適な学び、②協働的な学びが掲げられるとともに、「令和の日本型学校教育」の構築に向け、(1)学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する、(2)連携・分担による学校マネジメントを実現する、(3)これまでの実践とICTとの最適な組み合わせを実現する、(4)履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる、(5)感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する、(6)社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する、の6点が改善の方向性として示された(中央教育審議会、2021)。急速に変化する時代の中で、高等学校教育は大きく変わろうとしている。

他方、教員養成に目を転じると、2018年度に全課程認定大学を対象に実施された再課程認定を経て、2019年度入学生より教職課程コアカリキュラムを踏まえた新課程での教員養成が開始されている。2021年には教育職員免許法施行規則の一部改正が行われ、2022年度入学生からは従来「教育の方法及び技

術(情報機器及び教材の活用を含む。)」において実施されていたICT機器の活用について、括弧部分が「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」として新設された。併せて、長野大学福祉科教員養成課程における「教科に関する専門的事項」を構成する核は社会福祉士養成課程であるが、こちらも2021年度より新カリキュラムへと移行する。高校福祉科と社会福祉士養成課程は必ずしも連動していないため、カリキュラム変更に伴う高校福祉科教員養成課程への影響についても整理をする必要がある。

本稿では、以上のような高校福祉科教員養成を取り巻く環境の変化を鑑み、①新学習指導要領改訂の背景および福祉科教育に求められるもの、②教員養成課程改革と福祉科教員養成の現状と課題について整理する。また、①②を踏まえて、③長野大学福祉科教員養成課程の現状と課題と展望について議論することを目的とした。本稿は、2022年度から開始される教職課程の自己点検・評価で求められる教職課程の質保障に向けた取組の1つとして実施するものである。

### II 新学習指導要領と福祉科教育

#### 1. 令和の日本型学校教育と高等学校教育

2021年1月、中央教育審議会より『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可

能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現〜』(答申、以下2021答申)が出された。2021答申では、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿を「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学び」とした。特に、急速に変化する時代情勢とICT機器の発展を踏まえ、ICT機器の活用と「個に応じた指導」を学習者の視点から整理し「個別最適な学び」とした上で、従来より「日本型学校教育」として重視されてきた「協働的な学び」を一体的に充実することを目指している。

高等学校教育については、「義務教育機関ではないものの、既に進学率が約99%に達し、今日では中学校を卒業したほぼ全ての生徒が進学する教育機関となっていること、高等学校には多様な入学動機や進路希望、学習経験、言語環境など、様々な背景を持つ生徒が在籍していることを踏まえ、義務教育において育成された資質・能力を更に発展させながら、生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に応じた学びを実現することが必要である」との基本的な考え方が示された(中央教育審議会、2021)。また、職業教育を主とする学科を置く高等学校においては、「技術革新・産業構造の変化、グローバル化等、社会の急激な変化に伴い、修得が期待される資質・能力も変わってきており、今後とも大きく変わることが考えられる中、地域の持続的な成長を支える最先端の職業人育成を担っていくには、加速度的な変化の最前線にある地域の産業界

で直接的に学ぶことができるよう、産業界と高等学校と一体となった、社会に開かれた教育課程の推進」が重要であるとされ(中央教育審議会、2021)、時代の要請に応じた人材育成の在り方を整理する必要性が強調された。

## 2. 新学習指導要領と福祉科教育

2016年に中央教育審議会から出された『幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について』(答申)により新学習指導要領の改訂の方向性が示され、2018年に高等学校学習指導要領が告示された(以下、平成30学習指導要領)。高等学校教育については、「社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付ける「共通性の確保」と、一人一人の生徒の進路に応じた多様な可能性を伸ばす「多様性への対応」の観点を軸にしなが、高大接続改革の動きを踏まえつつ、教科・科目の構成を見直す」ことが示された(中央教育審議会、2016)。高校福祉科(以下、福祉科)を含む専門学科については、「課題研究」、「看護臨床実習」又は「介護総合演習」と「総合的な探究の時間」について、同様の成果が期待できる場合には、相互に一部又は全部に替えることができることとなった。また、福祉科に関しては、「福祉ニーズの高度化と多様化、倫理的課題やマネジメント能力・多職種協働の推進、ICT・介護ロボットの進歩などを踏まえ、福祉を通して、人間の尊厳に基づく地域福祉の推進と持続可

表1 福祉科の目標の変遷

| 平成21年告示  | 平成30年告示   |
|--|---|
| 高等学校学習指導要領<br>第3章第8節第1款目標  | 高等学校学習指導要領<br>第3章第8節第1款目標   |
| 社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的、体験的に習得させ、社会福祉の理念と意義を理解させるとともに、社会福祉に関する諸課題を主体的に解決し、社会福祉の増進に寄与する創造的な能力と実践的な態度を育てる。 | 福祉の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、福祉を通じ、人間の尊厳に基づく地域福祉の推進と持続可能な福祉社会の発展を担う職業人として必要な資質・能力を育成することを目指す。<br>(1)福祉の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。<br>(2)福祉に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う<br>(3)職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、福祉社会の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う |

出典：文部科学省(2009),(2018b),

表2 福祉科の科目の変遷

| 平成21年告示       | 平成30年告示       |
|---------------|---------------|
| 「社会福祉基礎」      | 「社会福祉基礎」      |
| 「介護福祉基礎」      | 「介護福祉基礎」      |
| 「コミュニケーション技術」 | 「コミュニケーション技術」 |
| 「生活支援技術」      | 「生活支援技術」      |
| 「介護過程」        | 「介護過程」        |
| 「介護総合演習」      | 「介護総合演習」      |
| 「介護実習」        | 「介護実習」        |
| 「こころとからだの理解」  | 「こころとからだの理解」  |
| 「福祉情報活用」      | 「福祉情報」        |

出典：文部科学省(2009),(2018b)

能な福祉社会の発展を担う職業人を育成するための改善・充実を図る」ことが示され、具体的には、①医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な学習、②福祉従事者に求められるマネジメント能力に関する学習、③福祉従事者に必要な倫理に関する学習、④福祉実践における多職種協働に関する学習、⑤福祉用具や介護ロボット等を含む福祉機器に関する学習の充実が示された(中央教育審議会、2016)。急激な少子高齢化や技術革新など社会を取り巻く環境が大きく変化する中では、必要とされる専門的な知識・技術などが変化するとともに、高度化してきている状況がある。そのため、福祉ニーズの高度化と多様化、福祉・介護の場におけるICTの進展などへ対応するための実践的・体験的な学習活動を軸とした教育課程を編成する必要があると言えよう。

表1に福祉科の目標の変遷について示した。平成30学習指導要領では、育成すべき資質能力について、「知識及び技術」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の2つの柱から整理しており(中央教育審議会、2016)、福祉科の目標については、(1)が「知識及び技術」、(2)が「思考力、判断力、表現力等」、(3)が「学びに向かう力、人間性等」の視点により整理され示されたものである(文部科学省、2018a)。

表2に福祉科の科目群の変遷について示した。なお、表2には示さなかったが、各科目においても(1)～(3)の観点からの目標の整理は各科目群でも行われており、表1同様に全体の目標に加えて観点毎の目標が示されている。今回の学習指導要領改訂では、「福祉ニーズの高度化と多様化への対応」「倫理的課題やマネジメント能力・多職種協働の推進」「福祉・介護の場におけるICTの進展への対応」という観点から、

各科目の見直しを行った(文部科学省、2018a)。特に、「福祉の各分野の情報及び情報手段を活用する能力を育てる観点から、情報社会において個人の果たす役割や責任などの情報モラル及び情報通信ネットワーク、情報セキュリティを確保する能力を育てる科目として内容を整理」(文部科学省、2018a)したことにより、「福祉情報活用」が「福祉情報」へと名称変更されたとともに、「介護福祉基礎」、「生活支援技術」、「こころとからだの理解」において、「福祉用具と介護ロボット」についての学習内容が追加された。

### 3. 福祉科教育におけるICT機器の活用の推進

近年、介護・福祉分野におけるICT機器の進展は目を見張るものがある。介護負担を軽減するためのハード分野での導入(例えば太田・増谷・平尾・真志田、2018)はもちろん、業務効率化のためのソフト分野での導入も進んでいる。また、COVID-19の感染拡大による制限下において、代替実習としてICT機器を活用した学修プログラムの展開も報告されている(古川、2021)。上述のように、福祉科の内容としてもICT機器の活用に関する内容の充実が図られている。

平成30学習指導要領では、ICT機器の活用において新たにプログラミングが位置づけられた。福祉科について言えば、「福祉情報」においてプログラミングについて扱うことが求められている(表3)。

表3からも分かるように、介護・福祉現場におけるICT機器の実際に学ぶだけでなく、情報機器一般に関する知識を指導するための資質・能力を身に付けることが求められていると言えよう。

表3 科目「福祉情報」指導項目(第2章第9節第2の2(1)～(4))

|                    |  |
|--------------------|--|
| (1)情報社会と福祉サービス     | ア 情報社会<br>イ 情報機器の利用と福祉サービス   |
| (2)情報モラルとセキュリティ    | ア 情報モラル<br>イ 情報のセキュリティ管理   |
| (3)情報機器と情報通信ネットワーク | ア 情報機器の仕組みとプログラミング<br>イ 情報通信ネットワークの仕組み   |
| (4)福祉サービスと情報機器の活用  | ア 情報の収集, 整理, 分析, 発信<br>イ 福祉サービスの各分野における情報機器の活用<br>ウ 情報機器を活用した高齢者・障害者の自立生活支援<br>エ 個人情報の管理 |

出典:文部科学省(2018b)

### III 教員養成課程改革と福祉科教員養成

#### 1. 教員養成改革の現状

2015年12月、『これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(答申)』が出され、教員養成段階における質保障として、『大学が教職課程を編成するに当たり参考とする指針(教職課程コアカリキュラム)を関係者が共同で作成することで、教員の養成、研修を通じた教員育成における全国的な水準の確保を行っていくことが必要である』との提言がなされた。文部科学省では、同答申を受けて、2016年8月に「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」が設置された。同検討会は、『教職課程で共通的に身につけるべき最低限の学修内容について検討することを目的』(文部科学省初等中等教育局教職員課教員免許企画室、2016)とし、学校種や職種に共通性の高い「教職に関する科目」について検討を行った。同検討会の報告に基づき、学校教育法施行規則が改正され、2019年度より新課程による教員養成が開始される運びとなった。

2021年には教育職員免許法施行規則の一部が改正され、同年1月に出された中央教育審議会答申を受け、ICT機器の活用について体系的に学べるような教員養成課程を編成することが各大学に求められた(図.1)。

IIの(2)では、福祉科の科目に含まれる、言い換えれば生徒に求められる資質・能力としてのICT機器の活用が位置づけられていたが、こちらは「指導する教員の資質・能力」としてのICT機器の活用と判断することが出来る。学習指導要領では、ICT機器を活用することの意義について、「学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分か

りやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力であり、さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミングの思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むものである。こうした情報活用能力は、各教科等の学びを支える基盤であり、これを確実に育んでいくためには、各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成を図ることが重要であるとともに、そうして育まれた情報活用能力を発揮させることにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくことが一層期待されるものである。(文部科学省、2018b)と示されている。教育の基礎的理解に関する科目等において教師としてのICT機器活用に関わる資質・能力を、各教科の専門的事項において介護・福祉現場におけるICT機器の活用の実際を、福祉科指導法(本学では福祉科教育法)では、その両者をつなぐ機能を有することが必要であると言えよう。

#### 2. 福祉科教員養成の現状と課題

高校福祉科の教員養成をめぐる問題については、保住(2005)、上野(2014)、中田(2017)、藤井(2019)らの先行研究がある。いずれの研究も「福祉科教育法」に関わる課題について考察している。第1の課題は採用数の少なさである。保住(2005)は「福祉」の教員採用についても高等学校福祉科が少なく、採用も非常に少ない」と指摘している。また、藤井(2019)は、近年福祉科養成が縮小傾向にあると述べている。2003年には高校福祉科一種免許課程を有する大学は117大学144課程(通信課程を除く)存在していた(木村、2004)。その後、高校福祉科が拡充しない中で課程認定大学は漸減しており、再課程認

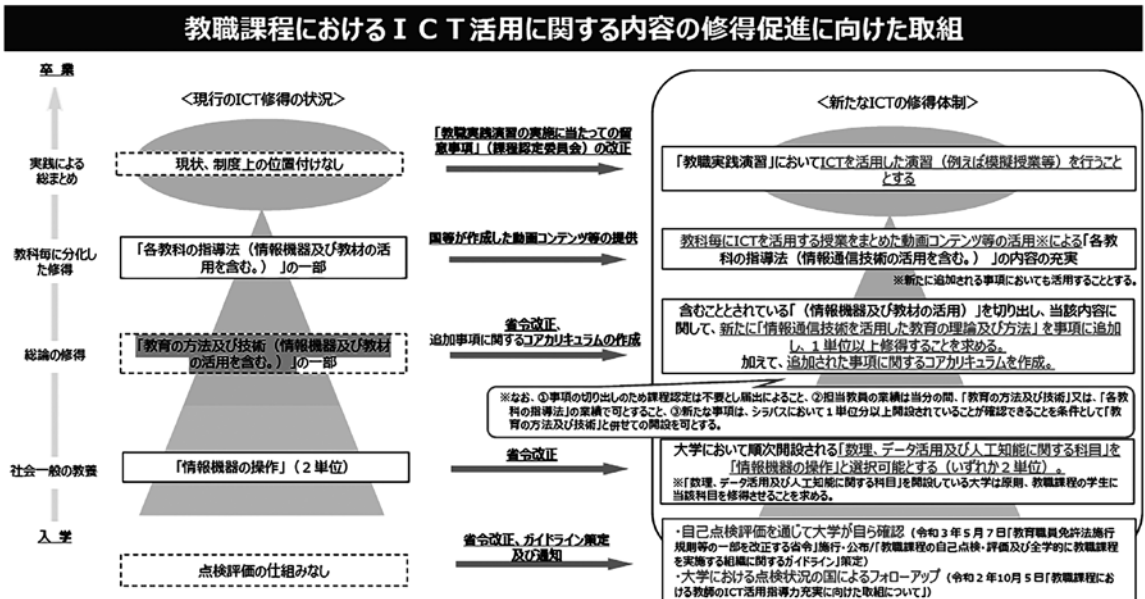


図.1 ICT活用に関わる履修体系(出典:文部科学省, 2021)

定前年の2018年度には95大学98課程にまで減少している(文部科学省, 2018c)。また、再課程認定により少なくない大学(学部・学科・専攻)が免許課程を廃止しており、福祉科も例外ではない。2020年度には一種免許課程を有する大学は64大学65課程にまで減少している。課程認定大学が減少する中で、免許授与件数も2005年の1,275件をピークに減少しており(藤井, 2019)、2019年度には一種免許の授与件数は157件まで落ち込んでいる(文部科学省, 2019)。

福祉科教員養成の課題の第2は、大学の養成課程と福祉科の内容の乖離である(中田, 2017; 保住, 2005; 瀧本, 2009; 柴田, 2016; 加藤・橋下, 2018)。別府(2015)は、高校「福祉科」を設置している学校が約500校であり、半数が介護福祉士受験対応校であると推測している。表2にもあるように、そもそも福祉科は社会福祉に関する専門的知識(ソーシャルワーク)と介護に関する知識・技術(ケアワーク)を統合的に学べるようになってきている(別府, 2015; 保住, 2005)。一方で、大学の教員養成課程は大方が社会福祉系であり、その多くが社会福祉士の養成課程を置いていると言われている(横川, 2021)。また、「大学教育はソーシャルワーク教育とケアワーク教育とが分離した状態であり、相互関連性は十分ではなかったため両方の習得はほとんど困難な状態である」(保住, 2005)と指摘

されている。そのような現状を踏まえ、中田(2017)は、「大学教育課程4年間のみで教科「福祉」の9科目全てを指導可能な教員を大学側が養成することが実質的に不可能になっている」と述べ、「教科「福祉」の資格だけの取得は4年間で可能であるが、介護福祉士養成をしている高等学校「福祉科」への就職が大学の4年間の教員養成の教育では大学側の養成の質及び制度等の問題があり実際に就職することが難しい状態が続いている」と指摘している。

#### IV 長野大学福祉科教員養成課程の現状と課題

ここからは、長野大学福祉科教員養成の現状と課題について議論していく。表4に、本学福祉科の教科及び指導法に関する科目を示した。なお、問題の所在と目的で述べているように、2021年度入学生より新カリキュラムへと移行している。そのため、表4では、新旧のカリキュラムを併記してある。長野大学福祉科教員養成では、「介護福祉士を含む介護職員を養成できる福祉科教員であってほしいという現場側の要請と教員免許の趣旨(ケアワーカーの養成)に則り、社会福祉士受験資格課程を同時に履修し、かつ実習先を原則として老人福祉施設または障害者福祉施設(実習先により障害児福祉施設でも可)とすることを課している<sup>1)</sup>とし、先行研究で指摘された課題を意識し、介護

表4 長野大学福祉科教員養成カリキュラム(教科及び教科の指導法に関する科目)

| 施行規則に定める科目区分     |  | 2021年度生から(新カリ)         |    |    | 2020年度生まで(旧カリ)        |    |    |
|------------------|--|------------------------|----|----|-----------------------|----|----|
| 科目区分             | 各科目に含めることが必要な事項                                      | 授業科目                   | 単位 | 基準 | 授業科目                  | 単位 | 基準 |
| 教科及び教科の指導法に関する科目 | 社会福祉学<br>(職業指導を含む。)                                  | 社会福祉の原理と政策Ⅱ            | 2  | 必修 | 現代社会と福祉Ⅰ              | 2  | 必修 |
|                  |  | 社会福祉の原理と政策Ⅰ            | 2  | 必修 | 現代社会と福祉Ⅱ              | 2  | 必修 |
|                  |  |                        |    |    | 福祉行財政と福祉計画            | 2  | 必修 |
|                  |  | 社会保障Ⅰ                  | 2  | 必修 | 社会保障Ⅰ                 | 2  | 必修 |
|                  |  | 社会保障Ⅱ                  | 2  | 必修 | 社会保障Ⅱ                 | 2  | 必修 |
|                  |  | 貧困に対する支援               | 2  | 選択 | 低所得者に対する支援と生活保護制度     | 2  | 選択 |
|                  | 高齢者福祉、児童福祉<br>及び障害者福祉                                | 高齢者福祉                  | 2  | 必修 | 高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅱ     | 2  | 必修 |
|                  |  | 児童・家庭福祉                | 2  | 必修 | 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 | 2  | 必修 |
|                  |  | 障害者福祉                  | 2  | 必修 | 障害者に対する支援と障害者自立支援制度   | 2  | 必修 |
|                  | 社会福祉援助技術   | ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ       | 2  | 必修 | 相談援助の基盤と専門職Ⅰ          | 2  | 必修 |
|                  |  | ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ       | 2  | 必修 | 相談援助の基盤と専門職Ⅱ          | 2  | 必修 |
|                  |  | ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ        | 2  | 必修 | 相談援助の理論と方法Ⅰ           | 2  | 必修 |
|                  |  | ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ        | 2  | 必修 | 相談援助の理論と方法Ⅱ           | 2  | 必修 |
|                  |  | ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ        | 2  | 必修 | 相談援助の理論と方法Ⅲ           | 2  | 必修 |
|                  |  | ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ        | 2  | 必修 | 相談援助の理論と方法Ⅳ           | 2  | 必修 |
|                  |  | 地域福祉と包括的支援体制Ⅱ          | 2  | 必修 | 地域福祉の理論と方法Ⅱ           | 2  | 必修 |
|                  |  | 社会福祉調査の基礎              | 2  | 必修 | 社会調査の基礎               | 2  | 必修 |
|                  | 介護理論及び<br>介護技術                                       |                        |    |    | 高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅰ     | 2  | 必修 |
|                  |  | 福祉用具の知識                | 2  | 必修 |                       |    |    |
|                  |  | 生活支援技術Ⅰ                | 2  | 必修 | 生活支援技術Ⅰ               | 2  | 必修 |
|                  | 社会福祉総合実習<br>(社会福祉援助実習及び<br>社会福祉施設等における<br>介護実習をふくむ。) | ソーシャルワーク演習Ⅰ            | 1  | 必修 | 相談援助演習Ⅰ               | 1  | 必修 |
|                  |  | ソーシャルワーク演習Ⅱ            | 1  | 必修 | 相談援助演習Ⅱ               | 1  | 必修 |
|                  |  | ソーシャルワーク演習Ⅲ            | 1  | 必修 | 相談援助演習Ⅲ               | 1  | 必修 |
|                  |  | ソーシャルワーク演習Ⅳ            | 1  | 必修 | 相談援助演習Ⅳ               | 1  | 必修 |
|                  |  | ソーシャルワーク実習指導Ⅰ          | 1  | 必修 | 相談援助実習指導Ⅰ             | 1  | 必修 |
|                  |  | ソーシャルワーク実習指導Ⅱ          | 1  | 必修 | 相談援助実習指導Ⅱ             | 1  | 必修 |
|                  |  | ソーシャルワーク実習指導Ⅲ          | 1  | 必修 | 相談援助実習指導Ⅲ             | 1  | 必修 |
|                  |  |                        |    | 必修 | 相談援助実習指導Ⅳ             | 1  | 選択 |
|                  |  | ソーシャルワーク実習Ⅰ            | 1  | 選択 |                       |    |    |
|                  |  | ソーシャルワーク実習Ⅱ            | 4  | 必修 | 相談援助実習                | 4  | 必修 |
|                  | 人体構造及び日常生活<br>行動に関する理解                               | 人体構造及び日常生活行動<br>に関する理解 | 2  | 必修 | 人体構造及び日常生活行動に関する理解    | 2  | 必修 |
|                  | 高齢及び障害に関する理解   | 高齢及び障害に関する理解           | 2  | 必修 | 高齢及び障害に関する理解          | 2  | 必修 |
|                  | 各教科の指導法  | 福祉科教育法Ⅰ                | 2  | 必修 | 必修                    | 2  | 必修 |
| 福祉科教育法Ⅱ          |  | 2                      | 必修 | 必修 | 2                     | 必修 |    |

福祉士養成に就くという事を念頭に指導法のシラバスが構成されている。社会福祉士養成課程の教育内容の見直しにともない、2021年度生から適用される新カリキュラムでは、「介護理論及び介護技術」に関わる事項に位置づけられていた「高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅰ」という科目は、「高齢者福祉」という科目への見直しによって、「高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉」に関する事項に位置づけられた。Ⅲ-2にお

いて、福祉科教員養成の課題の第2として、大学の養成課程と福祉科の内容の乖離を指摘した。「介護理論及び介護技術」に関する事項の教育内容について、新カリキュラムでは「福祉用具の知識」と「生活支援技術Ⅰ」を据えているが、介護福祉士養成課程を持たない本学においては、従来から「ケアワーク」に係る指導の面で課題があるといえる。本学の教育内容において、学生に対し、ケアワーク、さらには「ケア」を支える

思想、サービス提供体制といった広義の「ケア」に関する教育の機会をいかに提供できるか、が問われていると言える。各科目、指導法、そして正課外活動を通じて、「ケア」に関する学びを提供することはもちろん、どのように教員体制を整えていくかも喫緊の課題として突きつけられていると言えよう。

もう1つの課題は、ICT機器の活用についてである。ICT機器の活用については、①福祉科の専門的内容に関わるICT機器の活用、②専門課程を学ぶ生徒の学びの質保障のためのICT機器の活用、③専門課程を指導する専門性向上のためのICT機器の活用、④教師一般に求められるICT機器の活用という4点から大学での学びを構成していく必要がある。このうち、④については、Fig. 1にもあるように教職課程全体を通じて学んでいくものであり、現在教職センターにおいて整備を進めている。①については、かつて本学では1年次に社会福祉施設および国際福祉機器展の見学を行っていた。特に国際福祉機器展については、介護・福祉の最先端の現場に直接触れられる機会でもあったが、諸処の事情から現在は実施していない。高等学校の現場はもちろん、介護・福祉の現場とつながりを持ちつつ、特に先進的な取り組みをしている施設の見学等を積極的に用意していく必要がある。また、その取り組みをカリキュラムのどこに位置づけるのか(指導法に位置づけるには、時数が足りない)、が問われるであろう。②、③については、各教科の指導法と共通する内容と、福祉科独自の内容が考えられる。大学の指導法担当として、現場の今を理解して、というのは大変に難しい。複数の教員が各々の専門性を持ち寄って、指導できる体制作りが求められる。

## V 終わりに

本稿では、近年の高等学校教育、福祉科教育の状況について整理しつつ、本学福祉科養成カリキュラムの現状と課題について整理した。先行研究で指摘されているように、高校福祉科が介護分野を中心とした科目構成となっているのに対して、本学は社会福祉士養成を基盤としている。特に、社会福祉士養成カリキュラムが新カリキュラムへと移行し、従来より実習時間が増加したことを受け、元々少なかった高齢分野・介護分野の講義時数がさらに減少することとなった。また、長野大学では地域交流・地域貢献の一環として福祉科教員研修会を開催してきた。同研修会は、現職教員にとって有用な研修であると同時に、本学の学生に

とつても貴重な現職教員との交流の場であった。しかしながら、現時点で同研修会についても継続的な開催が不透明な状況にある。本学で設置している中学校・高等学校社会科課程や特別支援教育課程とは異なり、設置されている高等学校も多くないことから、サービス・ラーニングや学校体験活動の実施も容易ではない。今後の福祉科教員養成においては、現場とのつながりをいかに実質化していくかも課題である。

ICT機器の活用についても、従来初年次教育で行われていたプログラムが縮小されていることから、講義内あるいは学生が主体的・意識的に現場の実情について触れる必要があると言えよう。まさに、前途多難である。一足飛びに課題を解決することは難しいが、中長期的な展望を見据えつつ、短期的な目の前の課題を教職課程全体で乗り越えていく必要がある。

ところで、2018年9月に出された『免許教科外担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議 報告書』では、「単独の大学では教員養成・研修機能の維持が困難になってきている免許状もあることから、教職課程の設置に関し大学間の連携・協力を促進する仕組みを検討すべき」と提言された(免許教科外担任制度の在り方に関する調査協力者会議、2018)。同報告を受け、「複数の学科等において教職課程を共同で実施する体制」「複数の大学の間において教職課程を共同で実施する体制」が認められることとなり、2021年度には国立大学法人群馬大学と宇都宮大学において共同教育学部が設置された。群馬大学と宇都宮大学による共同教育学部の、特別支援学校教員養成課程では、群馬大学が聴覚障害、宇都宮大学が視覚障害という希少免許課程を有していることを生かして、5領域全ての免許取得が可能となった。現在、国立大学法人を中心に共同教育学部や連携大学法人に向けた取り組みが進んでいるが、福祉科のような希少免許課程についても同様の取り組みを模索していく必要があると言えるであろう。

## 註

1) 福祉科教育法Iシラバスより。

## 文献

中央教育審議会『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現(答申)』2021。

- 中央教育審議会『幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)』2016.
- 中央教育審議会『これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(答申)』2015.古川和稔「COVID-19 拡大による介護実習中止に伴う学内振替学修に関する報告 -ICTを活用した学修プログラムの成果と課題-」『福祉社会開発研究』13, 2021, pp.53-63文部科学省『高等学校学習指導要領解説 福祉編』2018a.
- 藤井佳子「高等学校福祉科教員養成の現状と課題に関する一考察-福祉科教育法の実践を通して-」『教職研究』34, 2019, pp.73-86.
- 保住芳美「大学における福祉科教育法の課題——高等学校福祉科教員養成のあり方を考える」『川崎医療福祉大学』14(2), 2005, pp.239-247.
- 木村行幸「教科「福祉」教員免許状の課程認定について」『高等学校福祉科の現状と課題について 添付資料5』2004 <https://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/03/s0330-9b5.html> (2022年1月7日閲覧)
- 免許教科外担任制度の在り方に関する調査協力者会議『免許教科外担任制度の在り方に関する調査協力者会議報告書』2018.
- 文部科学省『令和元年度教員免許状授与件数等調査結果』2019.
- 文部科学省『高等学校学習指導要領解説 福祉編』2018a.
- 文部科学省『高等学校学習指導要領』2018b.
- 文部科学省『平成30年度教員免許状授与件数等調査結果』2018c
- 文部科学省『高等学校学習指導要領』2009.
- 文部科学省初等中等教育局教職員課教員免許企画室『教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会 設置要項』2016. [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/126/houkoku/1376303.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/126/houkoku/1376303.htm) (2022年1月4日閲覧)
- 中田喜一「福祉科教育法の現状と課題-教科「福祉」のカリキュラム編成からの一考察」『神戸医療福祉大学紀要』18(1), 2017, pp.53-64.
- 太田喜久子・増谷順子・平尾美佳・真志田祐理子「分野横断的チームによる介護ロボット開発に活用できる評価枠組み案の作成」『Keio SFC journal』18(2), 2018 pp.236-245.
- 上野文枝「高等学校における教科「福祉」のあり方について——福祉科の動向と課題」『皇學館大学紀要』52, 2014, pp.58-37.文部科学省『高等学校学習指導要領』2018b.
- 加藤聖子・橋本伸也「福祉系高校の現状と福祉科教員養成の課題」『人間生活学研究』25, 2018, pp.29-36.
- 柴田学「社会福祉学教育における高校福祉科教員養成の課題」『金城学院大学論集 社会科学編』12(2), 2016, pp.51-63.
- 瀧本知加「高校福祉教育における介護福祉職養成カリキュラムの現状と課題」『産業教育学研究』39(1), 2009, pp.57-64.
- 横川真宜「福祉科教育法の現状と課題-教科「福祉」の教育実習を振り返る実習生の語りを通した一考察-」『人間科学研究』41, 2019, pp.121-132.